

海で救助された者の取り扱い（二・完）－SOLAS条約及びSAR条約改正－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山地, 哲也, YAMAJI, Tetsuya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000131

【資料】

海で救助された者の取り扱い(二・完)
—SOLAS 条約及び SAR 条約改正—

Issues Relating to Treatment of Persons Rescued at Sea (2. finis)
- Amendment of SOLAS and SAR Conventions -

山地 哲也
Tetsuya YAMAJI

【目次】

1 はじめに

表-1: 海で救助された者の取り扱いに関するイベント時系列リスト

2 ノルウェー船籍貨物船 *Tampa* 号事案

(1) 概要

(2) 国連総会の反応

3 IMO 審議

(1) 第 21 回臨時理事会(2001 年 11 月 16 日)

(2) 第 1 回臨時海上安全委員会(2001 年 11 月 27~28 日)

(3) 第 22 回総会(2001 年 11 月 19~30 日)

表-2: 海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し

(4) 第 6 回無線通信・捜索救助小委員会(2002 年 2 月 18~22 日)

(5) 第 75 回海上安全委員会(2002 年 5 月 15~24 日)

(6) スウェーデン海事局主催非公式会合(2002 年 9 月 2~6 日)

(7) 第 76 回海上安全委員会(2002 年 12 月 2~13 日)

(8) 第 7 回無線通信・捜索救助小委員会(2003 年 1 月 13~17 日)

(9) 第 77 回海上安全委員会(2003 年 5 月 28 日~6 月 6 日)

(10) 第 23 回総会(2003 年 11 月 24 日～12 月 5 日)

(11) 第 8 回無線通信・搜索救助小委員会(2004 年 2 月 16～20 日)

〔以上、本誌第 60 巻第 2 号〕

(12) 第 78 回海上安全委員会(2004 年 5 月 12～21 日)

表－3：SOLAS 条約改正

表－4：SAR 条約改正

表－5：海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン

4 おわりに

3 IMO 審議

(12) 第 78 回海上安全委員会(2004 年 5 月 12～21 日)

第 78 回海上安全委員会(MSC78)では、海で救助された者の取り扱いに関し、SOLAS 条約及び SAR 条約の改正、並びに、ガイドラインの採択が行われた。審議の概要は次のとおりである³⁹⁾。

① SOLAS 条約改正

1) 海上安全委員会による審議

(a) SOLAS 条約附属書第 V 章の改正案に対しコメントは提出されなかったことを確認し、海上安全委員会はエディトリアルな修正を行う場合があることを条件としてその内容を確定した。

(b) マルタ共和国は、海で救助された者の取り扱いに関するガイドラインにおいて適切な修正が行われることを条件として、SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則の改正案については留保する見解を表明した。

2) 拡大海上安全委員会による採択

(a) 拡大海上安全委員会(expanded Maritime Safety Committee)は、SOLAS 条約附属書第 V 章改正案の最終文書を審議し、海上安全委員会決議 MSC.153(78)により採択した。

(b) なお、SOLAS 条約附属書第 V 章改正案の採択のための本委員会決議の審議に際し、安全な場所(place of safety)の規定に関する前文パラグラフ 8 について意見が分かれた。投票⁴⁰⁾の結果、

起草部会(DG : Drafting Group)の作成した原案とおり、海上安全委員会決議 MSC.153(78)として採択することとなった⁴¹⁾。

(c) マルタ共和国は、採択された海上安全委員会決議

MSC.153(78)の前文パラグラフ 8 は SOLAS 条約及び SAR 条約の解釈を表すものであり、この解釈は全会一致でのみ行うことが可能である旨主張した。本委員会はこの海上安全委員会決議に本決議前文パラグラフ 8 を導入する権限を有していないとして、マルタ共和国は SOLAS 条約及び SAR 条約の改正に関連する決議のこのパラグラフ部分については留保し、両条約に関する決議及び改正規定には拘束されない旨の見解を表明した。

(d) 海上安全委員会決議 MSC.153(78)の採択に際し、拡大海上安全委員会は SOLAS 条約第 VIII 条(b)(vi)(2)(bb)規定に従い、採択された SOLAS 条約第 V 章の改正規定は 2006 年 1 月 1 日に受諾されたものとし、2006 年 7 月 1 日に発効することを確認した。

(e) 本改正に係る海上安全委員会決議、従来規定及び改正規定を表－3 に整理する。

海上安全委員會決議 MSC.153(78)

– 194 –

5	(規定なし)	「捜索救難業務」とは、公的及び私的協力に 加わる航空機、船舶その他の乗物及び施設を含む を利用することにより、遭難の監視、通信、調整 及び捜索救助の任務(医療上の助言、初期の医療上 の援助又は医療のための輸送の提供を含む)を遂 行することという。 <u>Search and rescue service. The performance of</u> <u>distress monitoring, communication,</u> <u>co-ordination and search and rescue functions,</u> <u>including provision of medical advice, initial</u> <u>medical assistance, or medical evacuation,</u> <u>through the use of public and private resources</u> <u>including co-operating aircraft, ships, vessels</u> <u>and other craft and installations.</u>	「捜索救難業務」とは、公的及び私的協力に 加わる航空機、船舶その他の乗物及び施設を含む を利用することにより、遭難の監視、通信、調整 及び捜索救助の任務(医療上の助言、初期の医療上 の援助又は医療のための輸送の提供を含む)を遂 行することという。 <u>Search and rescue service. The performance of</u> <u>distress monitoring, communication,</u> <u>co-ordination and search and rescue functions,</u> <u>including provision of medical advice, initial</u> <u>medical assistance, or medical evacuation,</u> <u>through the use of public and private resources</u> <u>including co-operating aircraft, ships, vessels</u> <u>and other craft and installations.</u>	SOLAS 条約には、「捜索救難業務」の定 義規定はなく、SAR 条約の定義を参照し ていた。SOLAS 条約附属書第 V 章にお いても「捜索救難業務」を定義すること が必要であるとして SAR 条約附属書パ ラグラフ 1.3.3 を踏まえ定義規定を設け る(MSC76/22/11 パラグラフ 3.5)。
第 33 規則	遭難通報(義務及び措置)	遭難状況(義務及び措置)	遭難状況(義務及び措置)	
1	Distress messages: Obligations and procedures 海上にある船舶の船長は、発信源の如何を問わず 人が遭難しているとの信号を受け取った場合には、 全速力で遭難者の救助に向かわなければならない ず、可能なときは、その旨を遭難者又は捜索救助 機関に通報する。救助に赴くことが不可能な場合 又は特殊の事情により不合理若しくは不必要であ る場合は、船長は、機関の報告を考慮 して、捜索救助機関に連絡し、遭難者の救助に赴 かなければならない。 The master of a ship at sea which is in a position to be able to provide assistance on receiving a signal from any source that persons are in distress at sea, is bound to proceed with all speed to their assistance, if possible informing them or the search and rescue service that the ship is doing so. If the ship receiving the distress alert is unable or, in the special	Distress situations: Obligations and procedures 海上にある船舶の船長は、発信源の如何を問わず 人が遭難しているとの情報を受け取った場合には、 全速力で遭難者の救助に向かわなければならない ず、可能なときは、その旨を遭難者又は捜索救助 機関に通報する。この支援を提供する義務は、こ のような者の国籍や地位、発見された際の周囲の 状況にかかわらず適用される。救助に赴くことが 不可能な場合又は特殊の事情により不合理若しく は不必要であると認める場合には、船長は、機関 の報告を考慮して、捜索救助機関に連絡し、遭難 者の救助に赴かなければならない。 The master of a ship at sea which is in a position to be able to provide assistance on receiving information from any source that persons are in distress at sea, is bound to proceed with all speed to their assistance, if possible informing them or the search and rescue service that the ship is doing so. <u>This</u> <u>obligation to provide assistance applies.</u>		

	circumstances of the case, considers it unreasonable or unnecessary to proceed to their assistance, the master must enter in the log book the reason for failing to proceed to the assistance of the persons in distress, taking into account the recommendation of the Organization, to inform the appropriate search and rescue service accordingly.	regardless of the nationality or status of such persons or the circumstances in which they are found. If the ship receiving the distress alert is unable or, in the special circumstances of the case, considers it unreasonable or unnecessary to proceed to their assistance, the master must enter in the log book the reason for failing to proceed to the assistance of the persons in distress, taking into account the recommendation of the Organization, to inform the appropriate search and rescue service accordingly.	SOLAS 条約において、援助を行う船長の義務については、船長の責任を軽減し、救助された者が安全な場所(place of safety)まで搬送されるよう、締約国政府が調整、協力する義務を対応させることにより、均衡を図る必要がある。救助オペレーションが行われた捜索救助区域を担当する締約国政府は関係機関間の調整及び協力について責任を有するべきとする。SOLAS 条約及び SAR 条約に追加するこの規定は「予防的措置を確保するための規定」(safeguard provisions)であり、すべての事案及び状況において船長が海で救助された者をいづれかの締約国の安全な場所に搬送可能となるよう確保するものである(MSC76/22/11 パラグラフ 3.6 ; MSC77/10/3 パラグラフ 23 ; A23/23 パラグラフ 23、62)。 この改正規定案は、締約国政府が負う義務を強化しつつ明確に規定しており、今後の事案対応の際、条約に規定する義務に違反する締約国政府に合理的に外交的圧力を加えることとなる。海上における遭
1-1	(規定なし)	締約国政府は、海難救助した者を乗船させ、援助を行なった船の船長は航海計画から最小限の逸脱でその義務から解放されるよう、また、この際海上における人命の安全に更なる危険を生み出さないよう調整及び協力を行わなければならない。このような援助が与えられた捜索救助区域を担当する締約国政府は主体となつて調整や協力を行い、それぞれ固有の事情及び機関が定めたガイドラインを考慮して、救助された者が安全な場所まで運ばれ、下船できるよう責任を果たさなければならない。この場合において、関係する締約国政府は実行可能な限り速やかに下船できるように調整しなければならない。 Contracting Governments shall co-ordinate and co-operate to ensure that masters of ships providing assistance by embarking persons in distress at sea are released from their obligations with minimum further deviation from the ships' intended voyage, provided that releasing the master of the ship from the obligations under the current regulation does not further endanger the safety of life at sea. The Contracting Government responsible for the search and rescue region in which such	SOLAS 条約において、援助を行う船長の義務については、船長の責任を軽減し、救助された者が安全な場所(place of safety)まで搬送されるよう、締約国政府が調整、協力する義務を対応させることにより、均衡を図る必要がある。救助オペレーションが行われた捜索救助区域を担当する締約国政府は関係機関間の調整及び協力について責任を有するべきとする。SOLAS 条約及び SAR 条約に追加するこの規定は「予防的措置を確保するための規定」(safeguard provisions)であり、すべての事案及び状況において船長が海で救助された者をいづれかの締約国の安全な場所に搬送可能となるよう確保するものである(MSC76/22/11 パラグラフ 3.6 ; MSC77/10/3 パラグラフ 23 ; A23/23 パラグラフ 23、62)。 この改正規定案は、締約国政府が負う義務を強化しつつ明確に規定しており、今後の事案対応の際、条約に規定する義務に違反する締約国政府に合理的に外交的圧力を加えることとなる。海上における遭

	assistance is rendered shall exercise primary responsibility for ensuring such co-ordination and co-operation occurs, so that survivors assisted are disembarked from the assisting ship and delivered to a place of safety, taking into account the particular circumstances of the case and guidelines developed by the Organization. In these cases the relevant Contracting Governments shall arrange for such disembarkation to be effected as soon as reasonably practicable.	難者に援助を与える船長の義務と合理的な時間内に被救助者を安全な場所(place of safety)に搬送する船長を支援する締約政府の義務の均衡を確保する必要がある。船長及び締約国政府が改正規則の現実的な意味合いを理解するのを支援するために付加的にガイドラインを作成する必要がある、SOLAS 条約附属書 V 章第 33 規則、パラグラフ 1-1 及び SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 に「機関が定めたガイドライン」(guidelines developed by the Organization)の文言を追加している(COMSAR7/23 パラグラフ 8.18、8.22)。 ノルウェーは、第 77 回海上安全委員会(MSC77)において SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則に追加するパラグラフ 1-1 案に不確実性を回避するために次の規定案も追加するよう提案したが (MSC77/10/2 パラグラフ 3、11)、賛同を得られなかった。 [ノルウェー提案] あらゆる原因又は状況により、捜索救助区域を担当する締約国政府が船舶上の条件及び状況に関連して合理的な時間内に支援提供船舶から安全な場所(place of safety)への生存者の下船(disembarkation)を調整できない場合には、船舶はその後、次の措置をとる権利を有する。 1. 必要とする場合、生存者が乗船した場所に最も近接する沿岸国の保護施設に生存者を搬送すること 又は
--	--	--

	2. 船舶が予定した航海を継続する場合 には次の寄港先となる沿岸国の保護施設、又は、船舶上の状況から必要とされる場合には予定した航海に近接する他の国の国に生存者を搬送すること これらの場合には、沿岸国は遅滞なく陸上の安全な場所(place of safety)への生存者の上陸の調整を行い、又は、生存者の用に供する他の船舶の利用を可能とすると共に、この船舶からの安全な下船について調整を行うことが要請される。 In any case when, due to any causes or circumstances whatsoever, the Contracting Government responsible for the relevant search and rescue region is not able to arrange disembarkation of the survivors from the ship having provided assistance to a place of safety within a reasonable period of time in relation to the conditions and circumstances on board the ship, the ship is subsequently entitled to do as follows: 1. to deliver, if necessary, the survivors to the custody of the coastal State being nearest to the position where the survivors were picked up; or 2. to deliver the survivors to the custody of the coastal State of the ship's next port of call in case the ship continuous its planned voyage, or to another State close to this planned voyage in case this is necessitated by the circumstances on board the ship. In such cases the coastal State is required to either arrange for

			disembarkation of the survivors to a place of safety ashore with no undue delay, or to make available another ship or ships which constitute(s) a place of safety for the survivors and to arrange for safe disembarkation to this ship or ships with no undue delay.	
6	(規定なし)		海上において遭難者を救助した船の船長は、船舶の能力と制約の範囲内で被救助者を人道的に取り扱わなければならない。 <u>Masters of ships who have embarked persons in distress at sea shall treat them with humanity, within the capabilities and limitations of the ship.</u>	総会決議 A.950(22)の規定を反映し、海上における遭難状況から救助された者が船上において人道的な取り扱いが行われる旨の規定を設ける(MSC76/22/11 パラグラフ 3.11 ; MSC77/10/3 パラグラフ 26 ; A/23/23 パラグラフ 26)。
第 34 規則	安全航行及び危険回避	安全航行及び危険回避		
3		Safe navigation and avoidance of dangerous situations (削除) 船舶の船主、傭船者、第 IX 章第 1 規則に定義される会社又はその他の人は、船長の専門的判断における安全航行及び海洋環境の保護に必要ないかなる決定の遂行に対しても船長を妨げ、制限してはならない。 <u>The owner, the charterer, the company, as defined in regulation IX/1, operating the ship or any other person, shall not prevent or restrict the master of the ship from taking or executing any decision which, in the master's professional judgement, is necessary for safe navigation and protection of the marine environment.</u>		
第 34-1 規則	(規定なし)	船長の裁量 <u>Master's discretion</u>	船舶の船主、傭船者、第 IX 章第 1 規則に定義される会社又はその他の人は、船長の専門的判断における海上における人命の安全及び海洋環境の保護に必要ないかなる決定の遂行に対しても船長を妨げ、制限してはならない。 <u>The owner, the charterer, the company</u>	第 34 規則パラグラフ 3 は、別途第 34 規則-1 に「船長の裁量」として規定を置く必要がある。従来の第 34 規則パラグラフ 3 の「安全航行(safe navigation)」を「海上における人命の安全(safety of life at sea)」に修正することについては、安全な場所(place of safety)への搬送を含め、捜索救助オペレーションの意味合い

	operating the ship as defined in regulation IX/1, or any other person shall not prevent or restrict the master of the ship from taking or executing any decision which, in the master's professional judgement, is necessary for safety of life at sea and protection of the marine environment.	をより明確に規定するものである。 SOLAS 条約第 XI-2 章(船上の保安を高めるための特別措置)第 8 規則には「船舶の安全及び保安のための船長の裁量」(Master's discretion for ship safety and security)として同様の規定を設けている (MSC76/22/11 パラグラフ 3.11 ; COMSAR7/23 パラグラフ 8.15、8.16 ; MSC77/10/3 パラグラフ 26 ; A/23/23 パラグラフ 26)。
--	---	--

② SAR 条約改正

1) 海上安全委員会による審議

(a) SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則の改正案と同様、マルタ共和国は海で救助された者の取り扱いに関するガイドラインにおいて適切な修正が行われることを条件として、SAR 条約の改正案については留保する見解を表明した。

(b) SAR 条約の改正案に対しコメントは提出されなかったことを確認し⁴⁵⁾、海上安全委員会はエディトリアルな修正を行う場合があることを条件としてその内容を確定した。

2) 拡大海上安全委員会による採択

(a) 拡大海上安全委員会(expanded Maritime Safety Committee)は、SAR 条約附属書改正案の最終文書を審議し、海上安全委員会決議 MSC.155(78)により採択した。

(b) マルタ共和国は、上記①2)(c)を理由として留保する姿勢を表明した。

(c) 海上安全委員会決議 MSC.155(78)の採択に際し、拡大海上安全委員会は、SAR 条約第 III 条(2)(f)規定に従い採択された SAR 条約の改正規定は 2006 年 1 月 1 日に受諾されたものとし、SAR 条約第 III 条(2)(h)規定に従い 2006 年 7 月 1 日に発効することを確認した。

(d) 本改正に係る海上安全委員会決議、従来規定及び改正規定を表-4 に整理する。

表-4: SAR 条約改正

[illegible]

	なる遭難者に対しても援助が与えられることを確保するための捜索救助業務の発展に参加しなければならぬ。締約国の責任のある当局は、海上において人が遭難しており又は遭難していると認められるとの情報を入力した場合には、必要な援助が与えられることを確保するために緊急措置をとらなければならない。 Parties shall, as they are able to do so individually or in co-operation with other States and, as appropriate, with the Organization, participate in the development of search and rescue services to ensure that assistance is rendered to any person in distress at sea. On receiving information that any person is, or appears to be, in distress at sea, the responsible authorities of a Party shall take urgent steps to ensure that the necessary assistance is provided.	なる遭難者に対しても援助が与えられることを確保するための捜索救助業務の発展に参加しなければならぬ。締約国の責任のある当局は、海上において人が遭難しており又は遭難していると認められるとの情報を入力した場合には、必要な援助が与えられることを確保するために緊急措置をとらなければならない。海上における遭難者には、<u>以外のいかなる救助実施主体も近づくことのできない遠隔地の沿岸に遭難した者を含む。</u> Parties shall, as they are able to do so individually or in co-operation with other States and, as appropriate, with the Organization, participate in the development of search and rescue services to ensure that assistance is rendered to any person in distress at sea. On receiving information that any person is, or appears to be, in distress at sea, the responsible authorities of a Party shall take urgent steps to ensure that the necessary assistance is provided. The notion of a person in distress at sea also includes persons in need of assistance who have found refuge on a coast in a remote location within an ocean area inaccessible to any rescue facility other than as provided for in the annex.
SAR 条約附属書第3章 国家間の協力(Co-operation between States)		
3.1	国家間の協力 Co-operation between States	
3.1.6	締約国は、自国の救助調整本部が次のことを行うことを認めるものとする。 Each Party should authorize its rescue co-ordination centres:	
3.1.6.4	(規定なし)	海上において遭難を認められた者が下船するため最も適当な場所を特定するため、他の救助調整本部と協力して必要な措置をとること。 to make the necessary arrangements in co-operation with other RCCs to identify the

3.1.9	(規定なし)	most appropriate place(s) for disembarking persons found in distress at sea. 締約国は、海上における遭難者を乗船させることにより、援助を与える船舶の船長が、予定された航路の最小限の変更により当該船舶の義務を免除されることを確保するため、調整し、及び協力しなければならぬ。ただし、船舶の船長が当該義務を免除されることが海上における人命の安全を脅かす場合には、この限りでない。そのような援助が与えられる捜索救助区域について責任を有する締約国は、事案の特別な事情及び国際海事機関が援助を行う指針を考慮して、援助を受けた生存者に引き渡されるよう、調整し、及び協力することを確保することについての主要な責任を負わなければならない。これらの事案において、関係締約国は、その下船が合理的に実行可能な限り速やかに行われるための措置をとらなければならない。 <u>Parties shall co-ordinate and co-operate to ensure that masters of ships providing assistance by embarking persons in distress at sea are released from their obligations with minimum further deviation from the ships' intended voyage, provided that releasing the master of the ship from these obligations does not further endanger the safety of life at sea.</u> <u>The Party responsible for the search and rescue region in which such assistance is rendered shall exercise primary responsibility for ensuring such co-ordination and co-operation occurs, so that survivors assisted are disembarked from the assisting ship and delivered to a place of safety, taking into account the particular circumstances of the case and guidelines developed by the Organization.</u> <u>In these cases, the relevant Parties shall</u>	SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1-1 に対応し、SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 に同様の規定を追加する (MSC77/10/3 パラグラフ 27 ; A23/23 パラグラフ 27)。
-------	--------	--	--

			arrange for such disembarkation to be effected as soon as reasonably practicable.	
SAR 条約附属書第4章 活動手段(Operating procedures)				
4.8		搜索救助活動の終了及び停止 Termination and suspension of search and rescue operation (規定なし)		
4.8.5			関係する救助調整本部又は救助支部は、海上において遭難が認められた者が下船するための最も適当な場所を特定することを開始しなければならない。当該本部又は救助支部は、船舶及び他の関係当事者にこのことを通報しなければならない。 <u>The rescue co-ordination centre or rescue sub-centre concerned shall initiate the process of identifying the most appropriate place(s) for disembarking persons found in distress at sea. It shall inform the ship or ships and other relevant parties concerned thereof.</u>	

③ ガイドライン採択

- 1) 海上安全委員会は、SOLAS 条約改正(上記①参照)、及び、SAR 条約改正(上記②参照)に関する決議を考慮し、第 8 回無線通信・捜索救助小委員会(COMSAR8、2004 年 2 月 16～20 日)で作成した海で救助された者の取り扱いに係るガイドラインに関する海上安全委員会決議案の採択のための検討を行った⁴⁷⁾。
- 2) マルタ共和国からガイドライン決議案及びガイドライン案の一部規定について修正を求める意見が提出された⁴⁸⁾。これは、生存者が救助された捜索救助区域を担当する締約国政府は、安全な場所(place of safety)を提供する、又は、安全な場所(place of safety)が提供されることを確保する責任があるのではなく、これらの措置を行うための協力を調整する責任があるとの趣旨を明確化しようとするものである。
- 3) 上記 2)のマルタ共和国提案に対し投票が行われ、多数の国が COMSAR8 において作成された原案に対する支持を表明し、海上安全委員会決議 MSC.167(78)としてガイドラインを採択した⁴⁹⁾。
- 4) マルタ共和国は、本ガイドラインに対する留保の姿勢を表明した。
- 5) 本ガイドラインを表－5 に整理する。

表－5：海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン

Resolution MSC.167 (78) (adopted on 20 May 2004) 海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン	
海上安全委員会は、	
① ⁵⁰⁾	海上安全委員会の機能に係る IMO 条約第 28 条(b)を想起し、
②	総会決議 A.920(22)「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」に留意し、
③	また、SOLAS 条約の次の義務規定を想起し、 ・ 船長は海上での遭難者に対する支援を実施するために全速力で救助に向かうこと。 ・ 締約国政府は沿岸海域における監視及び遭難者の救助のための措置を確保すること。
④	更に、SAR 条約の遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者が発見された際の周囲の状況(the circumstances in which that person is found)にかかわらず遭難者に援助を与える規定を想起し、
⑤	援助を与える義務に関する UNCLOS 第 98 条の規定に留意し、
⑥	更に、本委員会決議に規定する事項の検討に際しては、これらを効果的かつ調和した方法で解決しようとする一般的な取り組みに合意するために、権限ある国連の特別機関及び計画を関係させると いう、IMO 事務局長の提案に留意し、

- ⑦ 海で救助された者に対してはその国籍、地位又は発見された際の周囲の状況(the circumstances in which they are found)にかかわらず、安全な場所(place of safety)が提供されることを保証するための現行の手続の明確化の必要性を認識し、
- ⑧ 第78回海上安全委員会において、決議 MSC.153(78)により SOLAS 条約第 VIII 条(b)(i)に基づき提案及び回章された SOLAS 条約の改正を採択し、また、決議 MSC.155(78)により SAR 条約第 III 条(2)(a)に基づき提案及び回章された SAR 条約の改正を採択し、
- ⑨ 更に、決議 MSC.153(78)によって採択された新たな SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1-1 及び決議 MSC.155(78)によって採択された新たな SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 の目的は、すべての事案において安全な場所(place of safety)が合理的な時間内に提供されることを確保することであり、また、安全な場所(place of safety)を提供し、又は、安全な場所(place of safety)が提供されることを確保する責任は、生存者が救助された捜索救助区域を担当する政府 (Government/Party) が負うものであることを認識し、
1. 本決議の附属書に規定する文書として「海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン」を採択する。
 2. 政府、救助調整本部(RCC)及び船長に対し早期に本決議附属書に規定するガイドラインに調和する手続を策定するよう求める。
 3. 政府に対し本決議附属書に規定するガイドラインを関係機関、船舶所有者、運航者及び船長に提示し、注意喚起することを求める。
 4. IMO 事務局長に対し海上安全委員会が適当と考える措置をとるために、海上安全委員会に、特に、海上での遭難に遭遇した者に安全な場所(place of safety)を提供するに際し支援を行うための手続に関連する進展を連絡し、関係機関間の更なる動き(initiative)を継続するために適切な措置をとることを要請する。
 5. 本決議の見直しを継続することを決定する。

附属書

海で救助された者の取り扱いに関するガイドライン

1 目的

- 1.1 本ガイドラインは、締約国政府(SOLAS 条約又は SAR 条約の締約国政府をいう)及び船長に対し、人道的な義務及び海で救助された者の取り扱いに関連する国際法に基づく義務について指針を提供することを目的とする。
- 1.2 支援を与える船長の義務は、引き続き生存者への保護及び海で救助された者の安全な場所(place of safety)への搬送に関する責任から船長を解放することについて調整及び協力を行うための IMO 加盟国政府の対応する義務を補完すべきものである。本ガイドラインは、締約国政府及び船長に対し、国際法に基づく義務の一層の理解を支援し、これらの義務の遂行に係る有益な指針を提供することを目的とする。

2 背景

IMO 総会決議 A.920(22)

- 2.1 第22回 IMO 総会は総会決議 A.920(22)「海で救助された者の取り扱いに係る安全な対応及び手続の見直し」を採択した。本総会決議は、海で救助された者の取り扱いに関連する差異、矛盾点、多義性、あいまいさ、又は、その他の不十分な事項を特定するために、様々な IMO 部局に対し選択した IMO 関係条約の見直しを要請している。その目的は次のとおりである。
 1. 海難事故の生存者に対し、その国籍若しくは地位又は発見された際の周囲の状況(the circumstances in which they are found)にかかわらず、援助を与えること。
 2. 海難事故に際し人を救助した船舶は、生存者を安全な場所(place of safety)に搬送することができること。
 3. 不法移住者(undocumented migrant)、亡命希望者(asylum seeker)、避難民(refugee)及び密航者(stowaway)を含む生存者について、その国籍又は地位にかかわらず、船上において IMO 関連法令に規定する方法に従い、また、国際協定及び長きにわたる人道的な海事の慣行に従った取り扱いが確保されること。
- 2.2 総会決議 A.920(22)に従い、IMO 事務局長は、国連の機関間で調整した対応の必要性を強調し、それぞれの権限の範囲内で関係する機関の助言を要請し、権限ある国連の特別機関及び計画に海で救助された者の問題について注意喚起を行った。IMO の権限を越える入国管理(immigration)及び保護(asylum)のような救助とは別の国の責任に焦点を当てた機関相互の対応は、IMO の取り組み

を補完し、不可欠なものである。

SOLAS 条約及び SAR 条約の改正

- 2.3 第 78 回海上安全委員会は、SOLAS 条約附属書第 V 章及び SAR 条約附属書第 2 章、第 3 章及び第 4 章の改正規定を採択した。これらの改正は 2006 年 7 月 1 日に発効を予定している。同会合において海上安全委員会は、本ガイドラインを採択した。両条約の改正規定で本ガイドラインの策定が定められたことによるものである。両条約改正及び本ガイドラインの目的は、支援を行う船舶の不自由を最小化し、継続し統合された搜索救助業務を確保しつつ、遭難者への支援の確保を促進することにある。
- 2.4 特に改正 SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1-1 及び改正 SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 の規定は、締約国政府に対し、海難救助した者を乗船させ、援助を行った船舶の船長が航海計画(ship's intended voyage)から最小限の逸脱でその義務から解放されることを確保するために調整及び協力する義務を課している。
- 2.5 両条約の改正を採択した海上安全委員会が認識したように、改正 SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1-1 及び改正 SAR 条約附属書パラグラフ 3.1.9 の目的は、すべての事案において安全な場所(place of safety)が合理的な時間内に提供されることを確保することであり、また、安全な場所(place of safety)を提供し、又は、安全な場所(place of safety)が提供されることを確保する責任は、生存者が救助された搜索救助区域を担当する締約国政府(Government)が負う。
- 2.6 しかしながら、事案はそれぞれ異なる状況にある。船舶に与える影響を可能な限り少なくすると共に、支援を提供する船舶の船長は合理的な時間内にその責任から解放されることを確保しつつ、両条約の改正は責任ある締約国政府に対し、ケースバイケースで各状況に対応するための柔軟性を付与している。
- 2.7 関係する国際法に対するコメントは附録に記載する。

3 優先的事項

- 3.1 船舶が海難に遭遇した者を支援する場合には、国際法に基づく国境管理、主権及びセキュリティに関連する事項について適切に考慮を行うことにより以下の優先的事項に合致することを確保し、すべての関係者の間で調整が行われることが必要となる。

人命救助(lifesaving)

海難に遭遇した者には遅滞なく支援が行われるべきである。

搜索救助業務の統合性及び有効性の確保(Preservation of the integrity and effectiveness of SAR services)

海上にある船舶による迅速な支援は、世界的な搜索救助業務にとって本質的な要素である。

このため、これは船長、海運会社及び旗国の最優先事項であり続けなければならない。

海難救助した者を支援した後の船長の義務からの解放(Relieving masters of obligations after assisting persons)

旗国及び沿岸国は、船長が海上で船舶により救助された者から解放されることについて、船長に対し時宜を得た支援を行うための効果的な調整を行うべきである。

4 国際航空海上搜索救助マニュアル

- 4.1 3 巻で構成する国際航空海上搜索救助マニュアル(IAMSAR Manual)は、搜索救助業務の必要性、並びに、SOLAS 条約、SAR 条約及び国際民間航空条約により締約国政府が受け入れた義務に対応し、締約国政府を支援するために策定され、維持管理されている。締約国政府は、搜索救助業務を展開し、改善し、近隣国と協力し、搜索救助業務が世界的システムの一部となることを認識することが求められている。
- 4.2 国際航空海上搜索救助マニュアルの各巻は、特別の搜索救助の任務について留意事項が記載されており、搜索救助業務に関する十分な知見を得るための手段として、各巻を独立して使用する、又は、他の指針となる文書と関連させ使用することが可能である。
- 4.3 第 1 巻—組織及び管理—は、効果的かつ経済的な搜索救助業務を提供するために、世界的な搜索救助システム概念、国家的及び地域的な搜索救助システム、近隣国との協力について記載する。
- 4.4 第 2 巻—業務調整—は、搜索救助オペレーション及び訓練を計画し、調整する職員を支援するものである。
- 4.5 第 3 巻—移動施設—は、搜索、救助又は現場調整官の機能を支援するために船舶、航空機及び救助ユニットに配置するものであり、またこれら移動施設に発生する緊急事案に係る搜索救助の機能を支援することを目的とする。

5 船長

5.1 世界中の搜索救助業務は、遭難者に支援を提供するために海上にある船舶に依存している。海難に遭遇しているすべての者に時宜を得た支援を提供するために、沿岸に存在する特定の救助機関に全面的に依存する搜索救助業務を調整するのは不可能である。船長は、海上における人命の安全を確保し、船長がその一部を担う世界的な搜索救助業務の統合性(integrity)を維持(preserve)し、また、人道的かつ法的な義務に従うために遂行される一定の義務を有している。このため、船長は次の事項を実施すべきである。

1. 海難に遭遇した者を支援するための国際法に基づく義務を理解し、留意すること(これらの支援は、常に遭難者の国籍や地位、発見された際の周囲の状況(the circumstances in which they are found)にかかわらず実施されるべきである)
 2. 生存者を人道的に取り扱い、生存者の当面の要求に応えるために、船舶の能力及び制限の範囲内で可能な限りの対応を行うこと
 3. IAMSAR Manual 第3巻の規定に従い、搜索救助の任務を遂行すること
 4. 生存者が救助された区域を担当する(responsible)RCC と連絡をとることができない場合には、他の RCC に連絡するよう試みること。又は、これが不可能な場合には、生存者が救助された区域の RCC に責任は存すると認識しつつ、支援を行うことが可能と考えられる他の締約国政府の当局との連絡を試みること
 5. 状況、必要とされる支援、生存者に対して実施した又は実施を予定する措置について RCC に継続して通報すること(RCC が入手すべき他の情報はパラグラフ 6.10 を参照)
 6. 生存者の安全が更に危険にさらされる可能性がある場所には生存者を下船させないよう確保すること
 7. 生存者が救助された搜索救助区域を担当する締約国政府、又は、他の対応した沿岸国の関連する要件に従うと共に、これらの要件に従うことにおいて困難が生じた場合には、これら関係当局の追加的な指針を求めること
- 5.2 海上における人命の安全の確保に更に効果的に貢献するためには、船舶は搜索救助業務を促進するために策定された船位通報制度に参加することが求められる。

6 締約国政府及び救助調整本部(RCC)責任(responsibilities)及び準備(preparedness)

- 6.1 締約国政府は、それぞれの RCC 及びその他の関連する国家当局が条約に基づく義務及び本決議に規定するこのガイドラインに従い、それぞれの任務を遂行するための十分な指針及び権限を有することを確保すべきである。
- 6.2 締約国政府は、RCC 及び救助機関が IAMSAR Manual に規定する基準及び手続に従いオペレーションを実施し、また、締約国政府を旗国とする船舶が IAMSAR Manual 第3巻を船上に備え付けることを確保すべきである。
- 6.3 船舶は、海上で人に支援を実施した後、不適当な遅延、金銭的負担、又は、その他の関連する障害に従うべきではない。
- 6.4 通常、支援を行う船舶と沿岸国の間の搜索救助の調整は、担当する(responsible)RCC を通じて行われるべきである。国は自国のそれぞれの RCC に 24 時間体制でこれらの調整を行う権限を付与(delegate)し、又は、RCC を迅速に支援するために他の国家当局にこれらの任務を課するであろう。RCC は、生存者への対応に関し時宜を得た決定を行うことができるよう、課せられた任務を迅速に遂行し、又は、手順を整え、必要に応じ他の当局を関与させるための準備を行うべきである。
- 6.5 それぞれの RCC は、すべての種類の搜索救助の状況に対応するためのオペレーション及び調整の効果的な計画(必要に応じ、組織間又は国際的な計画及び協定)を保有するべきである。このような計画及び協定は、関係する搜索救助区域内で発生する事案を対象とするべきである。必要な場合には、支援が提供されている区域を担当する RCC、又は、事案に対応するためにより適当と考えられる他の RCC が責任を引き受けるまで、その搜索救助区域の範囲外の事案についても対象とするべきである。これらの計画及び協定は、RCC の調整方策について次の事項を含むべきである。
 1. 救助オペレーション
 2. 生存者の船舶からの下船
 3. 安全な場所(place of safety)への生存者の搬送
 4. 生存者が船上に乗船している間に、生存者の国籍、地位又は状況に関連する搜索救助以外の問題が発生した場合に備え、他の組織(税関、入国管理当局、又は、船舶所有者若しくは旗国)との協力。また、支援を提供する船舶にマイナスの影響を及ぼすような遅延を最小化するために、最初の国境管理及び入国管理の問題の迅速な解決。これには問題に対処する間の生存者への対応(hosting)に要する当面の食糧(provisions)を含む。
- 6.6 オペレーション、連絡活動(liaison activities)及び通信調整の計画は、救助オペレーション前の、

及び、実施中の海運会社及び国家又は国際的な当局(救助オペレーション対応又は下船の手続に関与することが必要)との適切な調整を規定すべきである。

- 6.7 適当な場合には、連絡を行った最初の RCC は、支援が実施されている区域を担当する RCC に事案を引き継ぐための手続(effort)を迅速に開始するべきである。支援が必要とされる捜索救助区域を担当する RCC が状況の連絡を受けた場合には、生存者に対する安全な場所(place of safety)の調整を含む関連する責任は、本来、その区域を担当する締約国政府が負うことから、当該 RCC は救助活動の調整の責務を早期に受け入れるべきである。しかしながら、担当する RCC 又はその他の権限ある当局が責務を引き受けるまでは、最初の RCC が事案の調整の責任を負っている。
- 6.8 締約国政府及び担当する RCC は、支援を行う船舶上に生存者が留まる時間を最小化するようにあらゆる努力(effort)を行うべきである。
- 6.9 担当する国の当局は、船舶からの生存者の下船について調整を促進するためのあらゆる努力を行うべきである。しかしながら、船長は一定の事案においては必要な調整を行うことにより、不可避な遅延が生ずる場合があることを理解するべきである。
- 6.10 RCC は、支援を行う船舶の船長から次の情報入手するよう求めるべきである。
- .1 氏名、年齢、性別、外見上の健康・医療の状況及び特別の医療上の必要性を含む生存者の情報
 - .2 支援を行う船舶の以後の安全性に係る船長の判断
 - .3 船長により実施した、又は、実施しようとする措置
 - .4 付加的な乗船者が存在することによる船舶の現状の耐久性
 - .5 支援を行う船舶の次の寄港予定地
 - .6 生存者の下船のために船長が求める調整
 - .7 救助オペレーション中、又は、その後に支援を行う船舶が必要とする支援
 - .8 特別の要因(例：天候の現状、時間経過に考慮を要する貨物)
- 6.11 遭難者を救助した船舶の健康及び安全について内在する懸念としては、乗船している生存者数に対応する不十分な人命救助設備、水、食糧(provisions)、医療保護、収容施設の問題がある。乗船者が攻撃的又は暴力的となる場合には、乗組員及び乗客の安全性にも懸念が生じる。ある場合には、船舶上の要求事項を処理し、生存者の安全を促進し、下船を確保するために、RCC が支援を行う船舶に捜索救助又は他の業務にかかわる職員を派遣し、船舶上の状況について一層適格な評価を行うことが望ましいであろう。

安全な場所(place of Safety)

- 6.12 安全な場所(place of Safety)(SAR 条約附属書に規定)は、救助オペレーションが終了すると考えられる場所をいう。また、生存者の人命の安全が脅かされることがなく、生存者の基本的な人間としての必要物(needs)(食糧、避難場所及び医療の必要性)が充足する場所をいう。更に、生存者の次の又は最終の目的地への移動調整が行われる場所をいう。
- 6.13 支援を行う船舶は、生存者が船舶上において差し迫った危険性はないとの理由のみをもって安全な場所とみなすべきではない。支援を行う船舶は、自船の安全性に危険を及ぼすことなく付加的な乗船者を援助し(sustain)、又は、生存者を適切に保護するための適当な施設及び装備を有していない可能性がある。たとえ支援を行う船舶が生存者を安全に収容する能力があり、また、臨時の安全な場所として機能するとしても、代替の調整が早期に行われ、この責務から解放されるべきである。
- 6.14 安全な場所は陸上の場合もあり、生存者が次の目的地へ上陸するまで安全な場所として機能しうる救助機関の船舶上若しくは他の適当な船舶又は海上の施設の場合もある。
- 6.15 条約は、安全な場所への搬送は事案の特別な状況を考慮するべきことを提示している。これらの状況は、支援を行う船舶上の状況、現場の条件、医療上の必要性、移動手段や他の救助機関の利用可能性のような要因を含む。それぞれの事案は特有の性質を有し、安全な場所の選択は様々な重要な要因を考慮する必要がある。
- 6.16 締約国政府は、関係する要因及びリスクを検討し、生存者に安全な場所を提供することについて相互に協力するべきである。
- 6.17 海上で救助された亡命希望者(asylum seeker)及び避難民(refugee)については、迫害の恐れを事実に基づき主張する者の生命及び自由が脅かされる領域への上陸を回避することを斟酌する必要がある。
- 6.18 多くの場合、支援を行う船舶又は他の船舶が生存者を安全な場所に搬送する可能性がある。しかしながら、このような搬送を行うことがその船舶にとって困難を伴う場合には、RCC は搬送を行うために他の合理的な代替措置の調整を試みるべきである。

捜索救助以外の考慮事項

- 6.19 生存者の地位又は他の捜索救助以外の問題を解決する必要がある場合には、多くの場合、生存

者が安全な場所へ搬送された後に適当な当局がこれらの問題に対応することが可能である。それまでの間、RCC は国家の、又は、国際的な当局や関係する他の機関と協力する責任がある。配慮を要する搜索救助以外の考慮事項の例としては、油の流出、現場調査(investigation)、サルベージ、移住者(migrant)又は亡命希望者(asylum seeker)である生存者、安全な場所へ搬送された後の生存者の必要事項(needs)、セキュリティや法令執行の問題がある。一般的に RCC 以外の国家当局は、これらの対応(effort)に関する基本的な責務を有する。

- 6.20 避難者への支援の提供を越える救助者の審査及び地位の評価のようなオペレーション及び手続を実施することにより、支援の提供が妨げられ、支援を行う船舶からの生存者の下船が不当に遅延させられるべきではない。
- 6.21 亡命希望者(asylum seeker)、避難民(refugee)及び移住に関する地位(migratory status)に関する救助以外の問題は IMO の権限を越え、また、SOLAS 条約及び SAR 条約の目的を越えるものであるが、締約国政府は、国際機関や他国の当局がこれらの事案において提供可能な支援について配慮すべきであり、迅速にこれらの機関や当局に接触し、適当な国家当局に注意喚起を行い、これら当局を関与させる方策を含む RCC が必要と認識する指示を発するべきである。国は、国の広範な責任を全うするためにこれらの対応体制が十分なものとなるよう確保するべきである。
- 6.22 これら問題を担当する当局は、RCC が支援を行う船舶から遭難船舶又は他の遭難船舶に関する一定の情報、又は、支援の提供を受けた者の一定の情報を入手することを要請することができる。また、関係する国家当局は、RCC と協力し、船舶上で支援を受ける者の状態を含む状況に対応するために必要となる事項について認識させられるべきである。

附録

関係国際法に対するコメント

- 1 支援を提供する船長の義務は、長年にわたる海事の伝統である。これは国際法により認められる義務である。UNCLOS 第 98 条は、「いずれの国も、自国を旗国とする船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において、海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えることを要求する。…」旨の義務を規定する。また、「海上における安全に関する適切かつ実効的な搜索及び救助の機関の設置、運営及び維持を促進し、また、状況により必要とされるときは、このため、相互間の地域的な取極により隣接国と協力する」義務を国に課している。
- 2 SAR 条約は「救助」(rescue)を「遭難者(persons in distress)を救出(retrieve)し、初期の医療処置(medical needs)その他の必要なものを提供し及び安全な場所(place of safety)へ遭難者を移送する活動」と定義する。「搜索救助業務」(SAR services)は、「公的及び私的手段(協力に加わる航空機、船舶その他の乗物及び施設を含む)を利用することにより、遭難の監視、通信、調整及び搜索救助の任務(function)(医療上の助言、初期の医療上の援助又は医療のための輸送の提供を含む)を遂行すること」と定義される。搜索救助業務には、支援を行う船舶からの生存者の下船のための調整を含む。SAR 条約は、搜索救助オペレーションの調整を実施するための船舶、救助組織(rescue unit)、他の RCC 及び他の当局との主たるコンタクトポイントとなるよう、国が自国の RCC に対し責務及び権限を付与する原則を確立するものである。SAR 条約はまた、国の義務に関連し、搜索救助業務の調整の必要性、RCC の設定、国際協力、RCC のオペレーション手続、及び搜索救助のための船位通報システムの利用について検討(discuss)する。
- 3 SAR 条約には、「安全な場所」(place of safety)に係る定義規定を置いていない。しかしながら、地理的位置のみを参照し「安全な場所」を定義することは SAR 条約の目的と調和しない。一例として、「安全な場所」は必ずしも陸上である必要はないと思われる。むしろ、「安全な場所」はその特徴を参考とし、生存者に何を提供することが可能なかの観点で決定されるべきである。「安全な場所」は、救助オペレーションが終了すると考えられる場所をいう。また、生存者の人命の安全が脅かされることがなく、生存者の基本的な人間としての必要物(needs)(食糧、避難場所及び医療の必要性)が充足する場所をいう。更に、生存者の次の又は最終の目的地への移動調整が行われる場所をいう。
- 4 SOLAS 条約附属書第 V 章 33 規則パラグラフ 1 は、「支援を提供することができる立場にある海上にある船舶の船長は、発信源のいかなる問わらず人が遭難しているとの情報を受けた場合には、全速力で遭難者の救助に赴かなければならず、可能なときは、その旨を遭難者又は海難救助機関に通報する」旨規定する。類似の義務はその他の国際文書にも含まれている。本ガイドラインは、これらの義務に影響を与えることを意図するものではない。この義務に従うことは、搜索救助業務の統合性

(integrity)を確保するために不可欠である。SOLAS 条約第 IV 条(不可抗力の場合)は、不可抗力により乗船している者、又は、遭難者(shipwrecked)若しくはその他の者を運送する船長の義務による限りにおいて船長を保護する旨規定し、船舶に対するこの条約の適用を確定する根拠とはしていない。SOLAS 条約はまた、附属書第 V 章 第 7 規則において締約国政府の救助業務を調整する責務を規定する。

5 国際法の一般の原則として、国の主権によりその国は国境をコントロールし、その領域から外国人を排除し、その領域への外国人の入域を管理する法令を策定することが許容される。国の主権は、領土及び内水を越え、UNCLOS 及び他の国際法の規定に従い領海に及んでいる。更に、UNCLOS 第 21 条に規定するように、沿岸国はとりわけ沿岸国の出入国管理上の法令違反を防止するために、領海における無害通航に関連する法令を制定することができる。

6 UNCLOS 第 18 条の規定に基づき、無害通航を行っている船舶は、通航に通常付随するものである場合、不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合又は危険若しくは遭難に陥った人、船舶若しくは航空機に援助を与えるために必要とされる場合に限り、沿岸国の領海に停船又は投錨することが認められる。慣習国際法に基づき絶対的ではないものの、船舶上の乗船者の安全に対する明白な脅威が存在する場合には遭難船舶が港湾に入域する普遍的な権利が存在するであろうとしながらも、UNCLOS は特に、遭難の場合に入港する権利が存在するかどうかについての問題に依拠していない。このような脅威は時間の経過と共に悪化することが多く、船舶及び船舶上の乗船者の安全を確保するためには迅速な入港が必要とされる。それにもかかわらず、遭難船舶の入港の権利には、入域により発生する港へのリスクに対する船舶の安全性に及ぼす脅威の性質及び緊急性のバランスを考慮することとなる。このため沿岸国は、乗船者の安全性が確保された後は、船舶が沿岸国に対し重大かつ受容できない安全、環境、変更又はセキュリティ上の脅威を惹起する場合には、自国の港への接近を拒否する可能性もある。

7 難民条約(the Refugee Convention)第 33.1 に規定する「追放及び送還」(expulsion or return “refoulement”)禁止は、締約国が難民(refugee)を人種、宗教、国籍、特定の社会グループへの所属又は政治的意見を根拠として、その者の生命又は自由が脅威を受ける可能性のある領域の国境に追放及び送還することを禁止する。他の関連する国際法もまた、人が肉体的、精神的苦痛に合う危険性が存在すると確信する実体的な根拠がある場所への送還の禁止を規定する。

8 その他の関連規定は次のとおりである(IMO の管轄外の規定を含む)。

International Convention on Maritime Search and Rescue, 1979, as amended, in entirety
International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as amended, chapter V,
regulation 33

Convention on Facilitation of International Maritime Traffic, 1965, in particular Section 6.C,
Standards 6.8-6.10

International Convention on Salvage, 1983, Article 11

United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982, Article 98

Resolution A.773(18) on Enhancement of safety of life at sea by the prevention and
suppression of unsafe practices associated with alien smuggling by ships

Resolution A.871(20) on Guidelines on the allocation of responsibilities to seek the successful
resolution of stowaway cases

Resolution A.867(20) on Combating unsafe practices associated with the trafficking or
transport of migrants by sea

IMO Global SAR Plan - SAR.8/Circ.1 and addenda addresses (the Admiralty List of Radio
Signals, Volume 5, is a practical alternative)

United Nations Convention relating to the Status of Refugees, 1951 and its 1967 Protocol

UN Convention against Transnational Organized Crime, 2000 and its Protocols, Protocol
against the smuggling of migrants by land, sea and air; and Protocol to Prevent, Suppress and
Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children

MSC/Circ.896/Rev.1 on Interim measures for combating unsafe practices associated with the
trafficking or transport of immigrants by sea

以上、「海で救助された者の取り扱い」(Treatment of Persons Rescued at Sea)の問題について、2001年8月に発生した *Tampa* 号事案から2004年5月の SOLAS 条約及び SAR 条約の改正までの動向について時系列的に整理を行った。

現在、中東やアフリカ諸国から難民、移民が欧州に向け移動し、これに伴い地中海では遭難したこれら難民等の救助活動が行われ、これには民間船舶が関与する場合もある。IMO 事務局長は昨年(2015年)3月4～5日に行われた「危険な海上における混合移民等」(Unsafe Mixes

Migration by Sea)対応のためのハイレベル会合の冒頭スピーチの中で、「2014年、地中海においては650隻以上の民間商船が海上における遭難者の救助のために予定航路を変更し、またほぼ同数の民間商船が海難に際し救助には参加しなかったものの航路を変更している。これら多数の民間商船の航路変更は、海運界に損失をもたらすとともに、貿易、経済及び世界的な供給体制に連鎖反応を及ぼすと考えられる。これは財政的な問題に留まるものではない。船員及び救助後に乗船した混合移民(mixed migrants)の安全性に対するリスクは過小評価されるべきではない。民間商船は通常、少人数の乗組員が乗船しているのであり、多人数の者を輸送し、食糧を提供し、保護するには適しているものではない。これら多数の乗船者は、ストレスの下で希望を無くし暴力的になる可能性を有している。船員たちは疾病、テロリスト、犯罪の脅威を感じている。適切な国際規則の適用を求める場合、これらは明らかに IMO の問題となる。海難救助に関し長年にわたり確立されてきた法的システムが脅威にさらされているとの現実的な懸念がある。海事社会により維持されてきた搜索救難システムは、数百隻の小型の堪航性を有しないボートに乗船して漂流する数十万人の人々を救助するために構築されているものではない。」と語っている⁵¹⁾。IMO では「危険な海上における混合移民等」(Unsafe Mixes Migration by Sea)の問題として引き続き審議を行うこととしている。本稿で行った「海で救助された者の取り扱い」に係る整理を「危険な海上における混合移民等」の調査のための基礎的情報とし、更に研究を発展させることとしたい。

39) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on its 78th Session, MSC78/26 (28 May 2004), pp.18, 21, 24-26, 112-113; MSC78/26/Add.1 (4 June 2004), ANNEX3 and ANNEX5; MSC78/26/Add.2 (4 June 2004), ANNEX34.

40) IMO Document, Report of the Maritime Safety Committee on its 78th Session, MSC78/26 (28 May 2004), pp.24-25.

41) 海上安全委員会決議 MSC.153(78)は安全な場所(place of safety)について次のとおり規定する。

[The Maritime Safety Committee] REALIZING FURTHER that the intent of the new paragraph 1-1 of SOLAS regulation V/33, as adopted by this resolution, is to ensure that in every case a place of safety is provided within a reasonable time. It is further intended that the responsibility to provide a place of safety, or to ensure that a place of safety is provided, falls on the Contracting Government responsible for the search and rescue region in which the survivors were recovered.

42) 海上安全委員会決議の前文にはパラグラフ番号は付されていないが、資料では整理のため筆者により①～⑨を各パラグラフに付す。

43) SOLAS 条約附属書第 V 章第 33 規則パラグラフ 1 参照

44) SOLAS 条約附属書第 V 章第 7 規則パラグラフ 1 参照

45) スペインは SAR 条約附属書第 3 章パラグラフ 3.1.6.4 の修正意見を提出したが (IMO Document, Consideration and Adoption of Amendments to Mandatory Instruments, Amendment to the 1979 SAR Convention, Submitted by Spain, MSC78/3/7 (12 December 2003))、海上安全委員会ではこれは SAR 条約第 4 章パラグラフ 4.8.5 の改正原案に含まれることを確認した。前掲脚注 40、ページ 21 参照

46) 海上安全委員会決議の前文にはパラグラフ番号は付されていないが、資料では整理のため筆者により①～⑨を各パラグラフに付す。

47) IMO Document, COMSAR8/18, *supra* note 36, p.18, ANNEX10.

48) IMO Document, Radiocommunications and Search and Rescue, Treatment of Persons Rescued at Sea, Proposed Changes to the Draft MSC Resolution on Guidance on the Treatment of Persons Rescued at Sea, Proposed by Malta, MSC78/WP.5/Rev.1 (18 May 2004).

49) IMO Document, MSC78/26/Add.2, *supra* note 39, ANNEX34.

50) 海上安全委員会決議の前文にはパラグラフ番号は付されていないが、資料では整理のため筆者により①～⑨を各パラグラフに付す。

51) High-level Meeting to Address Unsafe Mixed Migration by Sea, IMO Headquarters, London, 4 and 5 March 2015, Speech by Koji Sekimizu, Secretary-General, IMO.

Available at:

[http://www.imo.org/en/About/Events/Pages/High-Level-Meeting-to-Address-Unsafe-Mixed-Migration-by-Sea-\(March-2015\).aspx](http://www.imo.org/en/About/Events/Pages/High-Level-Meeting-to-Address-Unsafe-Mixed-Migration-by-Sea-(March-2015).aspx) (9 October 2015)